

一貫道と近代政治

——「反動会道門の鎮圧」を中心に——

(静岡文化芸術大学) 孫 江

I. はじめに

1949年、中華人民共和国が成立した後、中国共産党（以下中共と略す）は、大規模な政治運動やイデオロギー教育などを通じて、数年足らずのうちに「一片の散砂」（まとまりのない砂）と言われた中国社会を高度に政治化された社会に統合した。こうしたなかで、中国社会に存在していた民間結社——擬似的親族関係の原理に基づいた「秘密幫会結社」と特定の信仰をもつ「秘密宗教結社」——は、公の舞台から姿を消してしまった⁽¹⁾。

本稿で取り上げる一貫道は、20世紀前半期の中国において最も勢力を有する宗教結社の一つであり、中共による「反動会道門」鎮圧の矢面に立たされた存在であった。一貫道が鎮圧された原因について、当時各地に発布・刊行された「反動会道門」に関する数多くの布告や宣伝小冊子をみれば、一貫道はいずれも「反動的組織」とされていたことが明らかである。北京市公安局の「反革命の鎮圧」に関する資料に基づいて書かれた宣伝小冊子『一貫道是什麼東西』において、一貫道の罪状は三点にまとめられている。すなわち、第一に、一貫道が邪教であること。それによると、一貫道は邪悪な組織で、「教主もいなければ、たしかな伝道史もなく、一定の教理や教典もない。崇拜対象には愚かな大衆がよく知っている中国の神仙からキリストのような西洋の神まで取り入れている。それは人民・社会・国家を害して反革命の目的を達成するために門戸を広く開いて大衆を騙そうとする集団にほかならない」⁽²⁾。第二に、一貫道が日中戦争期に日本軍及び傀儡政権に協力した漢奸組織であり、国民党政権の上層部と関わりをもつ

国民党のスパイ・手先でもあったこと⁽³⁾。第三に、一貫道が共産党政権を敵視し、デマを飛ばして反共産党の暴動を起こしたこと⁽⁴⁾、である。このような一貫道批判は一貫道の「反革命」的な歴史を公にするものであるが、同時に中共の一貫道弾圧の理論的な根拠でもあったのである。

一貫道の鎮圧は、中共の「反動会道門」鎮圧の歴史を解明するために非常に重要な手がかりとして、長い間多くの研究者に注目されてきた。しかし、資料上の制約により「反動会道門」鎮圧当時の一貫道の実態や一貫道鎮圧の過程などの問題は長い間謎に包まれていた⁽⁵⁾。1998年、陸仲偉はその著『一貫道内幕』において、一貫道の内部文書や逮捕された一貫道幹部の供述書などを用いて、それまでに知られていない一貫道に関する多くの「事実」を明らかにした⁽⁶⁾。2年後、陸氏が使用した資料と同類の資料に基づいた2冊の著作——路遥の『山東民間秘密教門』と秦宝琦・晏樂斌の『地下秘密王国一貫道の興衰』が出版された⁽⁷⁾。周知のように、民間宗教結社関係の檔案資料のうち、清朝・中華民国期に関するものはほとんど公開されているが、中華人民共和国期に関するものは未公開のままである。陸仲偉らの研究において最も注目されるのは、建国後の一貫道に関する未公開資料を使用した点にある。なかでも、張天然の息子張孝蹇（英譽）の供述書は最も価値の高いものである⁽⁸⁾。本稿では、一貫道の教義と組織を概観したうえで、従来の研究でほとんど取り上げられていない一貫道弾圧をめぐる中共の諸言説を分析し、建国後中共による一貫道弾圧の歴史的過程の一側面を明らかにしたい。

Ⅱ. 教義と組織——民国期における一貫道の広がり

一貫道は清朝時代に存在していた数多くの民間宗教結社の一つである。「一貫道」という名は孔子の「吾道一以貫之」(『論語』里仁)から借用したものである。一貫道の教義において、孔子のいう「道」は天地開闢から一貫道の18代教祖張天然までの系譜と付会されている⁽⁹⁾。なお、この系譜には、儒仏道および中国歴史上の多くの人物が混じっている。しかし、歴代の一貫道教祖と言われた人物のなかに、その存在が実証できるのはせいぜい第8代教祖羅蔚群以降の人たちである⁽¹⁰⁾。民国初期において、路中一(17代教祖)は従来の儒仏道「三教合一」の教義に回(イスラム教)、耶(キリスト教)の教義を加えて、一貫道を「五教合一」の新しい宗教結社に改造した⁽¹¹⁾。また、「科学」と「迷信」の対立という近代的文脈の中で、一貫道は科学的知識を用いて自らの教義を広げようとした⁽¹²⁾。日中戦争期に、一貫道は華北地域を中心に組織を拡大し、国民党支配の地域にも勢力を伸ばして、一躍中国最大の民間宗教結社になった。この時期における一貫道の発展状況について、1940年初、山東省の宗教結社に関する興亜院の調査報告は、次のように述べている。

「一貫道は民国21年、済寧に発生し、須臾にして山東省に流行を見たる宗教的秘結社中の尤なるものである。現在に於ても、済南、青島、芝罘等の都市をはじめとして、山東全県下に普及している外、北京、天津地方に於ても流行している。信徒数は已に30余万と称せられ、目下益々増加の傾向にある。随って、その動向は十分注意する要がある」⁽¹³⁾。

一貫道が1932年に形成されたという指摘は正確ではないが、この年に一貫道組織が勢力を伸ばして、広く注目されたことは事実である。なお、山東省の宗教結社に関する興亜院の調査は、一貫道

の「迷信」の内容について次のようにまとめている。それによれば、一貫道は「明明上帝」を崇拝し、各信者の家庭には「明明上帝無量清虚至尊至聖三界万靈真宰」の神牌を供奉する。「一貫道の宗旨は独立せる哲学を根拠としているものではなくして、儒仏道回耶の五教の一般的共通的理論に迷信的要素を結び付けて造成せる所謂不中不西不儒不僧不道の教旨を以て」いる、ということである⁽¹⁴⁾。また、興亜院宗教協会編纂の『華北宗教年鑑』は、山東省、山西省からの資料に基づいて、一貫道の団体、特にその宗教儀式、規約を簡単に紹介している⁽¹⁵⁾。

1948年李世瑜の『現在華北秘密宗教』が出版することで、一貫道の信仰と組織的な特性がはじめて明らかになった。この著作のなかで、李世瑜は一貫道信仰における重要な概念を詳細に紹介している。それによれば、一貫道の教義は儒、道、仏の思想と術語を交えて迷信と結び付け、無生老母(即ち「明明上帝」)を最高の神として崇拝するものである⁽¹⁶⁾。一貫道信仰の根幹は「三期末劫」である。すなわち、天地開闢以来の歳月を青陽、紅陽、白陽の三期に分け、各期末に劫が下って世界が根本的に破壊され、悪人が滅ぼされるということである。一貫道の教義によれば、天地創造の主「無生老母」は自分の子供である96億の「原来子」を地上に遣わして「下生」させ、人類にさまざまなことを教えて、その文化的水準を高めることにした。しかし、「下生」した「原来子」は悪い人々の影響を受けて、彼らと同様に物欲のとりこととなり、次第に元来の靈性を失ってしまった。それゆえ、「無生老母」は悪人を滅ぼし世界を破壊する一方、同時に、「大道」を下して善人たちを救うことにした、という⁽¹⁷⁾。

「無生老母」の信仰は一貫道独特のものではなく、明清期の民間宗教に広く見られる⁽¹⁸⁾。しかし、一貫道が「三期末劫」を中国の歴史に当てはめていることは注目に値する。それによると、天地開

闢以来、すでに「二期二劫」を経た。第一期青陽期の終末期に青陽劫があり、それはすなわち中国歴史上の伏羲氏の時代に相当する。第二期紅陽期の終末期に紅陽劫があり、それはすなわち周の昭王の時代に当たる⁽¹⁹⁾。この二つの時期において、「無生老母」はわずか2億ずつの「原来子」しか呼び戻せなかった。それに続いて、「無生老母」は第三期の末すなわち白陽劫の際に残り92億の「原来子」を一挙に呼び戻そうとした。第三劫には以前の二劫と比べものにならないほど激しい破壊が予測される。それを逃れる唯一の方法は劫と同時に下る「大道」に入ることである。この「大道」こそ一貫道である⁽²⁰⁾。日中戦争の混乱期において、一貫道のこのような「末劫」の信仰は、戦乱から逃れようとする一般大衆の心理的希求に応じたものとして、広く受け入れられていた。

一貫道勢力拡大の原因について、山東省滋陽県の一貫道に関する興亜院の調査には、「今次事変後入道する者増加せり。其の因は一貫道に入道すれば、財産及身体安全なるためなりとの迷信的結果によるものなり」との指摘がある⁽²¹⁾。このような状況は、けっして滋陽県に限っているのではなく、前出の山東全省の宗教結社に関する興亜院の調査にも同様な結論が出されている。それによると、「現在に於ても入道するものの多いのは、張が清未来の支那政局の不安動揺、限り無き社会的不安等より民衆生活の逼迫せる混乱期に当って救生救死を説く宗教に対して、愚昧なる民衆の心理を能く把握せるに因るものである。茲に彼の民心収攬の関鍵がある」⁽²²⁾。これは当時一貫道が華北地域で広く勢力を伸ばしたことに対する適切な解釈と言ってよい。1950年3月、山東省済南市を中心に伝道活動を行った一貫道の点伝師岳之謙が逮捕された後、蘆溝橋事変以降における一貫道の急速な発展について次のように語った。それによると、一貫道の伝道者が掲げた「脱劫避難」のスローガンは戦争中一般民衆の不安な心理に合致して

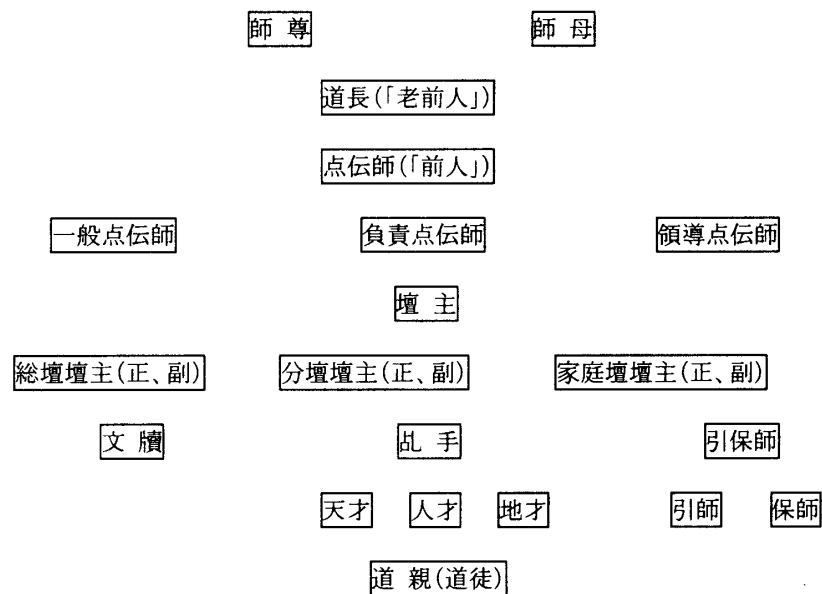
いた。そのため、入道を希望する者は点伝師が受け入れないほど多かった⁽²³⁾。

ところで、もし「末劫」が神秘的な思想の説教に止まるならば、日常の経験や倫理関係から物事を把握しがちな中国の一般民衆に受け入れられるのは困難である。そこで、一貫道は伝道の際に、人間世界と神仏世界とを結び付けるために、「飛鸞宣化」を伝道の重要な手段として用いた。「飛鸞宣化」は「扶乩」とも言い、元来唐宋時代以降民間に流行した占いの一種であり、明清期に民間宗教はこれを神仏と交通する手段として広く取り入れた⁽²⁴⁾。前出の岳之謙の供述によれば、一貫道が初めて「扶乩」を伝道の手段として用いたのは路中一が第十七代教祖を務めたころであった。一貫道の「扶乩」は通常訓練を受けた「三才」と呼ばれる3人の子供たちによって行われる。儀式が行われたとき、一人は砂盤に字を書く（「天才」）、一人はそれを読み、砂盤をならす（「人才」）、もう一人は記録をする（「地才」）⁽²⁵⁾。一貫道は「扶乩」を神との唯一の交通手段とし、占いや病の治療などに応用していた。各地の一貫道支部（壇）では「三才」を訓練することは重要な地位を占めている。

「末劫」と「扶乩」の信仰に続いて、一貫道の組織構成・リーダー・布教方式を見てみよう。一貫道の歴史に関する従来の研究では、張天然が一貫道の第18代教祖になった後行った組織の改革と伝道方法の改革はあまり注目されていない⁽²⁶⁾。事実、この二つの改革こそ、一貫道が山東省から華北全域へ、そして一躍全国的に影響を拡大する宗教結社になった根本的な原因である。次頁図は張天然時代の一貫道の内部構成である。

図からみると、一貫道の組織は膨大かつ厳密で、教祖以下各級幹部の役割分担も明確であった⁽²⁷⁾。図の上位にある師尊は張天然で、師母はその正妻（劉率貞）とめかけ（孫素真）である。教祖の下にはそれぞれの教区を管轄する道長がいて、その

図 一貫道の組織系統



下に伝道する点伝師（一般点伝師，負責点伝師，領導点伝師）がおり，下にはその補佐として壇主がいる。道長は点伝師のうち名声の高い年配者から選ばれた者で，壇主以下は一般事務を担当する者である。そのうち，文牘は一つもしくは複数の壇の文書を管理する者で，引保師は引師と保師のことで，新しい教徒が一貫道に入るとき，それぞれ紹介者と保証人をつとめる。

前述のように，張天然時代の一貫道の組織や伝道方式はそれまでのとかなり異なるものであった。一貫道第十七代祖路中一の弟子郝宝山（山西省介休県出身）は，1932年に教祖の継承をめぐって張天然と争って，敗北した。その後，郝は堂を開いて個人伝承という一貫道従来の方式で孝義，介休，靈石などで伝道し⁸⁸，1941年に太原に徳善堂を設けた⁸⁹。上の図が示すように，郝宝山の山西省での一貫道組織と異なって，張天然時代の一貫道組織には新しい要素が加えられていた。一貫道の組織力が十分に発揮された原因は，ただちに願いの達成を求める一般民衆の心理に応じて作り出された「三宝」という伝道方法の創造的応用にあると思われる。「三宝」とは玄関（点伝師が指で入道者の印堂＝眉間を軽く押すこと），合同

（仏像に跪くとき左手で右手を握り，右手の親指が薬指の付け根の部分を押す。左手の親指が右手の親指の付け根の部分を押す独特の姿勢），五字真言（「太無仏弥勒」の五字口訣）のことである。一貫道の幹部になりたい者のために各種の訓練班が設けられた⁹⁰。これらの訓練班を通じて張は多くの弟子を育成し，さらに，彼らを通じて各地で弟子を招集し，雪だるまのように組織を拡大させた。

一貫道が張天然時代において大きく勢力を伸ばしたのは，張のカリスマ性や張の妾である孫素真の存在が大きかった。張天然（1888-1947），本名張光璧，山東省済寧の出身で，幼少のころ私塾に入り，若いころに商人や兵士になった⁹¹。豊富な経歴と優れた弁才をもつ張は，一貫道第17代教祖路中一の門下に入った後，まもなく頭角を現した。一貫道15代以降の教祖の知識レベルを調べると，15代教祖王覚一，16代教祖劉清虚は知識人出身であり，彼らのもとに信者になった者には知識人や金持ちが多い。しかし，17代教祖路中一以降，状況が変わった。路中一（1852-1925）の経歴について諸説がある。彼の甥陳恩覃によれば，路は農民出身であり，28歳から一時従軍した⁹²。山東省

一貫道の主要幹部岳之謙によれば、路は一貫道に入信する前に日雇いをしたが、入信後、劉清虚の「仏堂」の厨房で働いた³³⁾。教祖になった後は、主として労働者・農民を対象に伝道活動を行ったため、彼の信者のほとんどは一般民衆であった。一方、元兵士という点において張天然は路中一と似た経歴をもっていたが、彼はかつて商売に従事した経験を生かし、商人を対象に伝道活動を行った。そのため、点伝師になった一貫道信者の中に商売をやる人がかなり多い。これらの点伝師は、各地で商売をやりながら多くの人を一貫道組織に取り入れた³⁴⁾。1947年1月、一貫道は国民政府と交渉した結果、中華道德慈善会と名を改めて合法的な組織となった。当時、中華道德慈善会の60人の理事・監事のうち50人が自らの職業を「商業」と記している³⁵⁾。

1924年に路が死去した後、張は路の愛弟子郝宝山を退け、路の妹路中節の存在をも無視して³⁶⁾、1928年に「扶乩」を通じて「奉天承運」(天から与えられた使命)を宣言し、自ら一貫道の第18代教祖の座に登った。その後、張は孫素真と出会い、孫を妾とし、一貫道の組織拡大に力を入れた³⁷⁾。1936年前後、一貫道は次第に組織を整えた³⁸⁾。張天然は一貫道が社会团体として国民政府に申請登録をする必要がないと語ったが³⁹⁾、政治人脈をもつことの重要性を十分認識し、日本軍占領時期にも、国民党支配時期にも、政界の要人を弟子として入道させることに力を入れた。このように、一貫道は教義・組織・信者面においてきわめて複雑な構成をもつ宗教結社になったのである。

1947年9月、張天然が重慶で死去した後、一貫道は孫素真をリーダーとする「金線派」(真理派、西線派、暗線派ともいう)と張の正妻劉率貞、息子張英譽の「正義派」(師兄派、東線派、明線派ともいう)に二分した。それぞれ成都と杭州を活動の中心としていた⁴⁰⁾。

以上の簡単な考察から明らかなように、一貫道

の思想と信仰は儒、釈、道、回、耶の各宗教の信仰をそれぞれ一部分取り入れ、民衆の心理的ニーズに合わせて形成したものである。同時代のほかの民間宗教結社と比べれば、一貫道の信仰には目新しいものは見られない。一貫道の特徴はむしろその組織の構成と伝道方式にあるように思われる。1930-1940年代における一貫道の急速な発展を経て、一貫道はそれまでに山東省で活動していた地域的宗教から一躍全国に広がり、1000万人以上の信者を抱える最大規模の民間宗教結社と見なされた。しかし、以下に見るように、一貫道の急速な発展に従って、その組織的欠陥が次第に露呈し、教祖をはじめとする指導層やメンバーの素質も世間の批判的となった。さらに、近代中国の複雑な政治的背景のなかで、一貫道は政治に無関心と言いながらも、張天然を含む指導層の多くは日本軍もしくは国民党政権に深い関わりを持っていた。このことは後に中共の一貫道批判・弾圧の重要な理由の一つとなった。

Ⅲ. 一貫道をめぐる政治言説

なぜ、一貫道が中共の「反動会道門」の典型として鎮圧を受けたのか。以上見た一貫道の教義と組織的特徴のほかに、その政治的立場がより重要である。1950年代初期の「反革命の鎮圧」運動を背景に、中共は次のような一貫道像を描き出した。それは、①漢奸——日本軍との関係。②スパイ——国民党との関係。③暴乱——中共に敵対する行動、である⁴¹⁾。これらの批判は中共の政治言説の産物であった部分もあるが、歴史事実と一致する部分もある。一貫道の政治的イメージに関しては、大陸の研究者がしばしば歴史事実と政治言説とを混同させるのに対して、台湾の研究者や一貫道関係者は一貫道を弁護する傾向を有する⁴²⁾。以下、一次資料に基づいて、一貫道を「反動会道門」とする中共の政治的言説を検討してみたい。

1. 一貫道と日本軍との関係

まず、一貫道が「漢奸」組織であったという点について、『一貫道是什麼東西』の著者春陽は次の三点を根拠として挙げている。第一、一貫道の教祖張天然は日本帝国主義のスパイの巨頭頭山満の命令を受けて「万教帰一」の旗印のもとで大いに組織を広め、日本軍のために積極的に働いたこと。第二、日本軍と傀儡政権が大いに一貫道を支持し、傀儡政権が県、区、郷政府や保甲長を通して、脅したり、利権で釣ったりして一貫道の勢力を伸ばした事。そして、一貫道の多くの点伝師や壇主が、保甲長、警備隊長、連保主任や日本のスパイの手先となったこと。第三、張天然が南京の汪兆銘政権と緊密に結託していたこと。その証拠として、後に「大漢奸」と呼ばれた褚民誼、周仏海、王揖堂、胡毓坤、江朝宗、梅思平などが一貫道徒であったこと（周は壇主、褚は点伝師）、とりわけ一貫道と褚との関係は密接で、褚が汪兆銘政権の外交部長在任中、張天然を外交顧問に招いたことが指摘されている⁴³⁾。

ここで、張天然以下の一貫道幹部と日本軍や傀儡政権上層部との関係、および日本占領地域に存在していた一貫道の政治的性格、の二点が重要である。前者については、張天然らと日本軍や傀儡政権との間に深い人的つながりが存在していたことは否定できない。日本側の資料によれば、済南において一貫道が4万人の信者を抱えるほどの規模に発展し得たのは、郝書暄（日本軍占領期の山東省教育庁庁長）などのバックアップがあったからである⁴⁴⁾。また、汪兆銘政権の外交部長褚民誼、警政部次長李麗久は江蘇省、上海市地域における一貫道の布教に力を入れた⁴⁵⁾。この時期、日本軍占領地域において、一貫道はその組織力を利用して、傀儡政権の有力者を抱え込み、彼等の影響力を利用して組織の生存と発展を遂げた⁴⁶⁾。傀儡政権の大物たちは戦後日本軍に協力する「漢奸」とされたことから、一貫道も国民党と共産党の両方

から日本軍に協力した「漢奸会道門」と見なされたのである⁴⁷⁾。

しかし、戦時中の華北地域において、一貫道は数百にもものぼる民間宗教結社の一種にすぎなかった。日本軍、傀儡政権は民間宗教結社に対する利用とコントロールを通じて、それらを自らの支配体制に組み入れようとしていた。一貫道もそのうちの一つであった。ただし、先天道などの宗教結社に比べ、一貫道は明確な政治的な主張を示しておらず、その活動は主に宗教的なものであったといえる。また、紅槍会、大刀会のような自衛型の民間結社がもつ閉塞的な側面を有しない⁴⁸⁾。なお、一貫道と政界との関係は一貫道上層に止まり、下層組織の活動はもっぱら宗教的なものであった。一貫道が日本軍占領地域において組織を保全・発展できたことも、戦後においても、先天道のような政治化された宗教結社がただちに解散に追い込まれたなかでも存続しえたことも、以上述べた一貫道の諸特徴から理解できる⁴⁹⁾。

ところで、一貫道信者のうちには日本軍と傀儡政権に協力する「漢奸」がいたにもかかわらず、一貫道は日本側からは味方と見なされておらず、単なる利益を追求する迷信者の集合体に過ぎないと見られていた。興亜院が行った青島の宗教結社に関する調査中の以下のコメントは興味深い。

（一貫道は）三教の真髓を集めたる利剣なれば、一見難攻不落の堅城の如く見ゆれ共、一と度其内面を探究するに及んで、彼等の信仰の的を外れる事が甚だしきを見るのである。即ち彼信者達は、神仏の信仰を売物に、ある種の利益を獲得せん事を目的とする、謂ゆる迷信者の集合なれば、表面に被りたる利剣を奪ふて立ち向へば、以外に早く落城降参するにあらずやと、思考するものである⁵⁰⁾。

ここからも明らかなように、一貫道を政治的な結社と決め付けるのは困難であり、それを「漢奸組織」と見なすことも短絡的な見方といえよう。

一貫道が漢奸組織であったということに対して、一部の学者たちは疑問をもっている。たとえば、北平輔仁大学教員、カトリック教神父グロートス氏は、一貫道を抗日の民間組織と称している⁶¹⁾。氏によれば、「天津、南京地方の一貫道は大体において日本と協力していたが、山西省・チャハル方面では協力せず、大同では民国33年に日本軍から迫害された」⁶²⁾。また、氏の教え子李世瑜は、一貫道の各仏堂が信者たちによって設置されたもので、「日本当局とはまったく関係がない」と述べている⁶³⁾。両氏の説にはそれぞれの根拠があるが、その根拠がどこまで代表的であるかは疑問の余地がないとも言えない。たとえば、グロートス氏は山西省の一貫道が日本軍に協力しなかったと言っているが、実際、日本軍の山西占領期に、山西省一貫道の頭目郝宝山らは警察署に登記の手続きを行った。その後、山西省の一貫道組織が日本軍および傀儡政権管轄下の乙種宗教として活動を続けていたことは事実である⁶⁴⁾。

以上からみれば、日中戦争期において、一貫道の上層人物が日本軍に協力していたことから、一貫道は政治性をもつ組織と言ってもよい。しかし、だからといって、一貫道そのものが日本軍の支配体制に組み入れられ、日本軍の意思に従って行動するものであったということは困難であろう⁶⁵⁾。

2. 一貫道と国民党との関係

一貫道が「スパイ」組織であったという点について、春陽は、梁輔臣（壇主）、劉瑞庭（点伝師）、張五福（道長）ら五人が国民党政権と関わりをもっていたことから、一貫道が国民党の手先であったと説いた⁶⁶⁾。事実、国民党政権は終始一貫道の活動を警戒し、一貫道を名目とする宗教結社に合法的な地位を与えなかった。

1927年、南京国民政府が成立した後、国民政府は民間宗教結社を自らが推し進めていた社会再編のなかに取り入れようとした。1929年、国民政府

は「迷信打破」運動を行った。10月21日に、「悟善社・同善社及道院などの迷信機関は、祭壇を設け、扶乩を行い、迷信を宣伝した。彼らの妖言は単に人心を惑わすだけでなく、進化の理にも逆らう」⁶⁷⁾。翌年5月24日に発布した宗教結社禁止令によると、「上海同善社及済南道院並に北平悟善院等は、慈善の団体の名義を籍りて、迷信を提唱し、祭壇を設け、衆人を惑はしめ社会に害毒を貽し民衆を欺罔或は其の間軍閥、土豪劣紳等は、自党を増加し、実力の拡張に努め居れり」⁶⁸⁾。ここで、直接に言及された宗教結社のなかに一貫道は含まれていない。一貫道と国民党政権の関わりは1935年春に一貫道の教祖張天然が南京で逮捕された事件からはじまったものである。当時、伝道のために各地を奔走していた張は南京駅で逮捕され、投獄された。しかし、調査の結果、一貫道がただ迷信を宣伝し、妖言をもって衆を惑わし、金を騙し取る会道門の活動を行うだけであったことが明らかにされたため、張は無罪釈放された⁶⁹⁾。事件の真偽についてはより直接的な資料が必要であるが、南京国民政府が民間宗教結社を邪教と認識していたことから、一貫道が首都南京で伝道活動を行おうとしたことは、当然当局の弾圧対象となったのであろう⁶⁹⁾。

戦時中、重慶国民政府の軍、警察および特務機関の幹部の一部が一貫道に参加した⁶⁹⁾。しかし、これは国民政府がそれまでの一貫道取締政策を変えたことを意味するものではない。実際に、雲南省と湖北省で一貫道の幹部が伝道という罪名で逮捕・処刑された事件が起きている⁶⁹⁾。

戦後、国民党の政治中心が重慶から南京に移った後、国民党政権は社会再編と政治統合のために、秘密幫会結社への統合対策を進め⁶⁹⁾、かつて日本軍占領地域で活動していた一貫道を含む秘密宗教結社に対して懐疑の念を抱き、その組織の取締に乗り出した⁶⁹⁾。1946年1月、国民政府社会部は、一貫道が迷信を宣伝し、人を騙し、戦時中日本軍のためにスパイ活動を行ったなどの理由を挙げ

て、一貫道取締令を発した⁶⁵⁾。また、社会部の調査報告によれば、「信者は毎日迷信の世界に迷い込んでおり、国家や民族のことにまったく関心を持っていない。一貫道の思想的中心は、時代に逆戻りし革命政治に反対することである」⁶⁶⁾。この時期、一貫道は依然として「邪教」として扱われていた⁶⁷⁾。

国民政府の取締令を受けて、一貫道側は各種の人的ネットワークを通じて裏で交渉し、取締令の取り下げを求めた。その結果、1947年1月6日、社会部部长谷正綱は一貫道合法化の政策を打ち出し、一貫道が「中華道德慈善会」に改名することを条件にその組織の存続を許した⁶⁸⁾。1947年8月1日、一貫道は「中華道德慈善会」という名称で国民政府社会部に正式に登録し、合法的な宗教組織となった⁶⁹⁾。しかし、「中華道德慈善会」の成立を許可したにもかかわらず、国民政府は1920年代末以来の秘密宗教結社に対する弾圧の方針を変えたとは言えない。

1948年9月7日、内政部は各省、市に「査禁民間不良習俗辦法」を發布し、「神權迷信」，「邪教」，「秘密結社」などに対する弾圧の態度を明らかにした。そのうち、一貫道に当てはまるものとして、次の内容が注目される。すなわち、「邪教を奉じて、堂を開いて人を惑わす者」(第二条)，「壇を設けて鸞を講じて扶乩を行う者」(第四条)，である⁷⁰⁾。国民政府による一貫道弾圧の具体的な事例として、1949年1月18日、江蘇省呉江県当局は、集賢郷で布教していた浙江省出身の一貫道メンバー朱慶遠らが「郷民を惑わし、金を騙し取る」ことを理由に一行を逮捕した。省政府への報告のなかで、呉江県政府は次のように述べている。

兼ねてから該一貫道に対して厳しく禁止する命令を受けている。この動乱期に際して、該教は郷民を惑わし、日夜を通じて集会し、男女が混雑し、甚だ社会の治安を害する。地方のあらゆる政治の遂行を妨げるだけではなく、兵役や食

糧の徴収に与えた影響はなおさら大きい⁷¹⁾。

つまり、国民政府が「中華道德慈善会」の合法化を認めたものの、一貫道に対しては依然として邪教と見なしていた。ここからみても明らかのように、個々の事象を集めて一貫道を「国民党のスパイ」と見なしたことの背後には、中共の政治的意図が含まれている。一貫道そのものが国民党政権のスパイであったと断定することには歴史的な根拠が十分ではない。後の国共内戦期において、冀魯豫区域内にある黄県の一貫道は、「共産党はよく人を騙し、人を殺す。国民党は百姓のものを掠奪する。だからどちらも天下を取ることができないはずである。一貫道が発した兵が来たら、国共両党の軍隊は戦わずに退くに違いない」と⁷²⁾、共産党、国民党のいずれに対しても反対の政治的姿勢を取っていた。

興味深いことに、一貫道が中国大陆で国民党の手先やスパイとして弾圧を受け、公の場から姿を消したのとはほぼ同じ時期、1951年から中国国民党支配下の台湾においても、一貫道は同様な運命に見舞われていた⁷³⁾。1963年5月10日付けの『中央日報』に「査禁一貫道等邪教」と題した社説が掲載されている。それによると、一貫道などの組織が宗教の名をかりて非合法活動に従事し、社会秩序を乱している。一貫道は邪教で迷信を利用して人心を惑わし、厳しい誓約によって信徒を拘束し各地農村で秘密に壇を設け衆を集めて金銭を巻き上げている。甚しきはデマを飛ばして反動的主張を伝播するので、中共に利用されるおそれもある、という⁷⁴⁾。

3. 一貫道と共産党との関係

1951年前半期の『人民日報』記事を見ると、この時期に処刑された一貫道頭目の罪名はほとんど「歴史反革命罪」であった。と同時に、中共の一貫道鎮圧のもう一つの根拠はいわゆる「現行反革命罪」ともいえるべきもので、具体的には「応考」，

「暴乱」,「造謠」であった。

「応考」は一貫道内部で使われた言葉で、簡単にいえば、信者が堅い信念をもち、苦難の試練に耐えられることである。一貫道は中共の統治による変化、特に中共の「反革命の鎮圧」運動を「魔考」と見なし、そこから身を逃れるために、道首と組織の名称を変えたり、組織の規模を縮小したりしていた。たとえば、1949年、重慶一貫道首領何燭文は信者たちに「応考」の具体的な方法を伝えた。すなわち、①農村に入って伝道し、中共政権がまだ設立されていない地域、或いは設立したばかりの地域において一貫道の勢力を拡大すること。②仏壇を撤去し、道首の姓名、住所を変え、店舗を設けることによって身を隠すこと。道首のうち影響力が大きくて隠蔽しにくい者は別の地域に潜伏すること。③道首同士は普段顔を合わせず、必要なときに手紙や商業用語ないし隠語を使う。たとえば、弟子を招くことを「進貨」、逮捕されたことを「風邪を引いて病気になった」という⁷⁹⁾。また、1950年1月、孫素真は一貫道内で指導層の階級を増やし、道首と信者の間の距離を拡大すること、そして、「新人が表に出て、旧い人が裏で指揮を取る」ことを指示した⁸⁰⁾。一貫道上層部は、中共の壇主の登記、信者の脱会という命令に対して、「長期隠蔽活動計画草案」や「応付魔考十九条」をもって対応した⁸¹⁾。寧夏一貫道のある点伝師は信者に対して、「表向きには脱会するが、実際には脱会しない。口では脱会するが、心では脱会しない」と指示し、修行するものは試練に耐え、秘密を漏らしてはいけないと言い、「脱会しようと企てる者は、夜中、戸も窓も開かないのに首が地に落ちるだろう」と信者達を恐喝した⁸²⁾。

以上の一貫道のさまざまな「応考」措置は、中共の「反革命の鎮圧」運動の最中における一貫道の自己保存のためのものであり、中共政権の政治統合に対抗する意図が含まれていると考えられる。

次に、一貫道の「暴乱」活動について。中共建

国初期の「反革命の鎮圧」運動の対象に「反動会道門」も含まれていた。1951年、北京近郊通県の一貫道暴動、四川省涪陵県の一貫道暴動（首領李蓬仙）事件が摘発された⁸³⁾。しかし、全国的にみれば、一貫道が実際に起こした「暴乱」事件はごく少数であった。そのほとんどは一貫道の組織的な行動ではなく、中共政権に不満をもつ一貫道幹部たちがほかの「反革命的な事件」に参加したケースである。たとえば、1951年5月8日に、甘肅省平涼県に「叛乱事件」が起きた。この事件の主役は一貫道ではなかったが、8名の一貫道頭目がそれに参加し、そのうち一人が大隊長、一人が連長、一人が特務長の重要な役目を果たした⁸⁴⁾。一貫道の活動は壇を中心に展開され、地域の大多数の民衆を動員するのは困難であったことが、一貫道主導の「暴動」事件が全体として少なかった理由の一つと考えられる。

最後に、一貫道の「造謠」（デマを飛ばす）という罪名について。中共建国初期、各地に中共政権への敵意を表わすさまざまな政治的デマが流布していた。1951年3月3日の『人民日報』の記事によれば、その多くは一貫道が飛ばしたものである⁸⁵⁾。これらのデマがどのような歴史的背景のなかで創られたのかは不明である。しかし前述の「応考」と同様に、こうしたデマも中共の一貫道弾圧の重要な根拠になった。

IV. 一貫道弾圧の過程

中共の「反動会道門」鎮圧は中華人民共和国建国初期の「剿匪」（匪賊と敵対武装勢力を掃討すること）と「反革命の鎮圧」運動とほぼ同時に行われている。中共の一貫道弾圧は次の三つの時期に分けられる。すなわち、第一期、1945年8月に日本軍が降伏した後、中共が華北、東北地域を占領し、各地域の具体的な状況に応じて一貫道などの会道門に対して取締を行った。第二期、1950年10月に「反革命の鎮圧」運動が始まった後、一貫

道を「反動会道門」の典型として全国各地で一斉に取り締まった。第三期、1952年10月以降、「反革命の鎮圧」運動の重点が「反動会道門」に移った。この時期において、中共は世論を動員して一貫道を邪教として徹底的に批判し、その組織を徹底的に打ち壊した。以下、それぞれの時期の特徴を踏まえた上で、中共の一貫道鎮圧を具体的に分析する。

一貫道取締の第一期において、中共は新政権の基盤を強化するため、一貫道を中共政権に反対する勢力として取締を行うことを布告で広く宣伝した。1949年1月4日、華北人民政府は一貫道を含めた会道門に対する取締を宣告し、一貫道に対する調査を行い、最終的に一貫道を消滅するよう命じた⁸²⁾。12月、中共占領下の東北地域で会道門反対の運動が始まった⁸³⁾。華北地域では、一貫道に対する取締はほかの「迷信会門」に対する取締と同時に進められていた。その方針は、土地改革を中心に、「大衆の認識を高めることによって、彼らを自発的に道門から離脱させ、その首領を孤立させる」。政治的色彩や「反動武装」に関わりをもつものには重点的に打撃を与える、ということである⁸⁴⁾。一貫道の最大の拠点天津では、1949年12月15日から一貫道に対する取締が始まった。軍事管制委員会は25名の一貫道首領を逮捕し、数千人の主要メンバーを強制的に登記させた。北京では、一貫道に対する調査は1949年8月に始まったが、本格的な調査は1950年7月に「反革命の鎮圧」運動の開始を待たなければならなかった⁸⁵⁾。

国共内戦期において、中共の土地改革の際に生じた民衆と中共基層幹部との対立、および民衆による中共の戦争動員への反発などから、華北の一部の地域では民衆は会道門を中心に再び集まり暴動を起こした。一貫道もこの時期に起きた一連の会道門の暴動に関わっていた。邵雍はその著『中国会道門』において、山西省のある村で土地改革が行われるなか、それに反対する村民数百人が一

貫道に参加したことに言及した。それによれば、1947年に代県上花庄で土地改革が行われる前に、200余人の一貫道会衆がいたが、土地改革の後、618人に急増した⁸⁶⁾。その原因として邵雍が挙げているのは次の三点である。①村民の一貫道入会の動機はさまざまであるが、ほとんどは個人的なものである。②上花庄の一貫道は村の有力者（地主、富農）を中心に形成した宗教結社である。③多くの村民にとって、中共の土地改革は彼等に利益をもたらしたのではなく、彼らは自らの土地が奪い取られる恐怖と不安から一貫道に参加したのである。

すでに指摘したように、中共が一貫道に与えた罪名は中共の政治策略の産物であり、その目的はそれまでに一貫道が握っていた文化ヘゲモニーを打ち壊し、中共自らの政治的、社会的、イデオロギー的な統合を実現させようとすることにあった。代県の事例が示したように、社会改革だけで宗教結社を壊滅させるのは不可能であり、山西省代県の一貫道組織は「反革命の鎮圧」運動において鎮圧されたのである⁸⁷⁾。

1950年10月に始まった中共の「反革命の鎮圧」運動が進むにつれ、中共は一貫道が一般民衆の間で影響力のある存在であることに気づいた。1950年9月、中共西北局は一貫道に関して次のような指示を下した。すなわち、一貫道は陝甘寧大部分の漢民族地域にかなり多くの会衆を抱えており、その勢力が青海、新疆の少数民族地域に拡大する傾向を示している。村人全員が一貫道に参加した例もある。一貫道会衆の人数がすでに1万人を超えた県もある。また、中共西北局は一貫道勢力拡大の原因については次のように分析している。

従来の生活から得た各種の災難や脅威への恐怖心をもつ多くの民衆は、依然として伝統的な方法で、神権迷信の幻境に解脱を求めている。そこで、一貫道が宣伝した「消災免難」（災難除け）や「保祐平安」（平穏な生活を保つこと）

は一時的に民衆の精神的なアヘンとなった。しかし、(一貫道発展の) もっとも重要な原因は、過去において人民政府が真正面から系統的に一貫道反対の闘争を行わなかったことにある……。敵特組織(敵対勢力のスパイ)と封建地主が一貫道内部において活動を加速したため、実際に社会生活における一貫道の影響はほかの迷信団体をはるかに超えている⁸⁸⁾。

ここで、中共が、一貫道との対立はヘゲモニーをめぐる対立であり、中共政権とそれに対抗するスパイ、反革命分子、地主との対立の一環であるとし見なしていた、という点は注目に値する。一方、一貫道弾圧の第二の段階において、中共はこのような対立のイデオロギーの色彩よりも、その政治的な意義を強調していた。劉少奇は、上述の西北局の認識について、「公の宣伝においては、一貫道が地主、スパイ、反革命分子に利用されて反革命的な活動を行う組織であることを強調すべきである」と指示した⁸⁹⁾。1950年10月に全国第二次公安会議で一貫道が反革命的な組織と断定されたことをきっかけに、一貫道弾圧は政治運動として本格的な段階に突入した。

一貫道取締の具体的な方法について、毛沢東は1951年1月24日に「一貫道の取締に関しては、山西の経験はもっとも完全、正確かつ徹底的なものである」と述べた⁹⁰⁾。山西省では、1950年11月中旬から一貫道に対する全面的な取締が始まった。具体的には、まず一貫道の中心メンバーを逮捕しその組織を打ち壊す。一般頭目に対しては教育・訓練を行い、登記、自白を通じて改造し、コントロールする。そして、一般会衆を組織し、頭目の罪悪を徹底的に告発させた上で脱会させる、などのことである⁹¹⁾。一貫道取締の結果を表わす統計数字はないが、筆者は近年出版された山西省の地方志から関連数字を抽出し、次頁の表を作成した。

表中の統計数字は1950-1953年の「反革命の鎮圧」時期のものであり、その前とその後の時期に

関する数字は含まれていない。統計の対象となる31県のうち、「信者数」、「脱会者数」、「逮捕者数」、「処刑者数」と「監禁者数」の統計があるのはそれぞれ11県、14県、10県、13県、8県である。この表について次の二点が注目される。第一に、信者数と脱会者数(登記者数を含む)を合わせると、40万人を超える。これらの人々は「騙された群衆」と見なされ、直接には法的な処罰を受けなかった。第二に、直接に法的な処罰を受けた「逮捕者」については、統計数字のある10県の合計は1682人で、一つの県に平均17人弱となる。彼らに対する処罰は死刑、監禁、「管制」(強制労働)の三つに分けられる。処刑者に関する統計のある13県の合計は44人で、一つの県に平均3.4人となる。また、「監禁者」に関する統計のある8県の合計は300人で、一つの県に平均37.5人となる。

具体的に、忻県を例にしてみると、一貫道勢力が1940年に忻県に入ってから1950年の取締までの十年間、会衆は13万人にのぼり、点伝師は27人、壇主は175人であった⁹²⁾。忻県公安局は「打頭」(主要頭目を処刑すること)、「斬首」(一般頭目を集中訓練すること)と「挖根」(会衆に出頭・脱会させること)の方法で、一挙に点伝師以上の頭目20名を逮捕し、75名の頭目を強制出頭させた。公安局が一般会衆に対しては追求しないと明言したため、4249人が政府に出頭した。一年余りの取締を経て、忻県では一貫道頭目323人を逮捕し、そのうち32人に処刑、137人に監禁、63人に強制労働の処罰を与えた⁹³⁾。脱会を宣言した信者の数は12万1638人にのぼった⁹⁴⁾。

山西省に続いて、毛沢東は察哈爾省の一貫道取締の活動を肯定した。察哈爾省では、1950年11月から1951年2月5日の間、各地で一斉に一貫道に対する捜査を行った。さまざまな形の民衆動員を通じて「一貫道の反革命罪行を暴き」、会衆を脱会させ、法網から逃れたものを摘発させた⁹⁵⁾。旧察哈爾省の一部であった現在河北省宣化県の場合

表 山西省一貫道取締統計表

地名	信者数	道会首数	逮捕者数	監禁者数	処刑者数	退道者数	統計時期	出典(頁)※
孟 県	4000	150					1950	440
蒲 県			7			2200	1955	391
曲 沃	13976	783	775	80			1950	353
原 平			587			5800	1950	328
沁 県	4205	58					1950	630
文 水		217				30000	1952	695
永 濟					5	30000	1953	314
孝 義	28199	495	22		4		1953	559
陽 城					2		1951	264
靈 石						13000	1950	394
陽 高	20000	1372						611
郷 寧		220	19					520
沁 水	1000				2		1951	286
広 靈			93		4	4768	1951	428
保 德			15	5	3		1953	251
平 陸					8		1951	349
交 城	12287	268					1950	759
太 谷	11460	431	35				1962	600
石 楼					1	219	1951	323
和 順				3	1		1950	359
偏 関	401	12		5	1		1950	684
聞 喜		366	33			12288	1950	322
平 定				3	4		1958	414
五 寨						11360	1952	393
忻 県				169		121638	1951	414
嵐 県	3867	109		10	8		1951	408
中 陽						1863	1950	526
臨 猗			96			28000	1950	426
寧 武	5361						1950	588
稷 山				25	1	14124	1951	393
榆 次		576				30000	1951	793
合 計	104756	5057	1682	300	44	305260		

※「出典」欄に記されているのは近年出版されたそれぞれの県市(地名欄と同じ)の地方志のページ数である。

合、一貫道の布教は1940年に始まり、7つの公壇、60の家壇、2つの総壇が設けられた。504名の点伝師の下で、3万4576名の信者が集まった。信者数は県の総人口の19.5%を占めている。1951年に一貫道取締が開始された後、230名の主要メンバーが逮捕され、そのうち57名が処刑された⁹⁶⁾。

中共政権お膝元である北京市では、1950年12月19日に一貫道取締の布告が發布されてから、翌年1月8日までの20日間、2855人の点伝師、壇主、三才が登記した。9万8000人余りの会衆が自主脱会した。出頭を拒否し、会衆の登記を妨害した劉采芹ら27名の点伝師、壇主、三才が逮捕された⁹⁷⁾。その後、脱会者の数は17万8074人にのぼり、さらに6158人の一貫道主要メンバーが出頭した。また、一貫道頭目のうち、381人が逮捕され、42人が処刑された⁹⁸⁾。また、調査の結果、共産党、青年団、および政府機関、企業のなかから1万3356人の一貫道信者がいたことがわかり、そのうち、道首380人、党員782人、青年団員1500人であった⁹⁹⁾。中共の一貫道弾圧の具体的な措置は処刑、監禁と在宅監視であった。北京市の監禁者については、最近ディケターが解放初期北京のある刑務所から手に入れた200ページの手記に基づいて研究したところによれば、400名の男性犯人は政治犯と一般犯人に分けられ、政治犯のうち一貫道壇主以上の者は10人いる。そのうちの一人劉子遠 (Liu Ziyuan) は一貫道の教義を宣伝し、900人の群衆を組織した罪名で12年の刑を言い渡された。残りの9人の状況も劉と大体同じであった、という¹⁰⁰⁾。

1951年4月、天津では一貫道に対する厳しい弾圧が始まった。具体的に、それは基層において、告訴会 (控訴会)、宣伝などを通じて一貫道メンバーを脱会させる方式であった。リーバサル (K. Lieberthal) によれば、同年5月初までに脱会者の数が15.5万人、そのうち11万2606人が一貫道メンバーで、12月末までの脱会者28万人のうち21万人が一貫道メンバーであった¹⁰¹⁾。

中共の「反革命の鎮圧」が収束段階に入るにつれ、以上の華北地域における一貫道取締は1952年にはほぼ終結した。この時期、東北、華北を除くほかの地域では、「反動会道門」弾圧は本格的に始まった。1952年10月の全国第五次公安会議において、会道門は「反革命の鎮圧」の重点と定められた。中共第三期の「反動会道門」鎮圧においては、各地の間に進展状況の差異が見られる。前述のように、東北地区と華北地区の大部分の地域において「反動会道門」鎮圧が早い時期にはじまったため、この時期においては、「復査」(再審査)、「補課」(追加的弾圧)と呼ばれた。華東地区では、「反動会道門」鎮圧が本格的に行われた。安徽省では、1954年の統計によると、一貫道は1610の壇と堂、道首5396人、道衆13万1853人を有し、省内8の市、60以上の県に分布していた¹⁰²⁾。中南地区と西南地区では「反動会道門」鎮圧の開始は比較的に遅かった。江西省の統計では、71の県、市で6万3000余りの道衆が摘発された¹⁰³⁾。

中共の一貫道弾圧は、従来の経験があったため中共の期待どおりに進められていった。しかし、一貫道弾圧が進むにつれ、一貫道会衆の人数は事前の調査で得た数字をはるかに上回った。四川省では、点伝師レベル以上の一貫道頭目の人数は当初1077人と見られていたが、1953年2月まで、9つの専区と一つの市を対象とした不完全な統計では、この数字は当初の6倍の6559人にのぼった¹⁰⁴⁾。また、会道門は中共の基層部門に食い込んでいる事実も明らかにされた。たとえば、南京市郊外の鄉村幹部、共産党員、共青団員のうち694人が一貫道に参加していた。そのうち、25人が壇主、4人が三才、665人が会衆であった。河北省吳橋県達観李村の4人の党支部委員はすべて一貫道に入道し、三才、分壇主などとなった。村内11名の共産党員のうち一貫道に入っていないのはわずか2人であった。これに鑑み、中共は一貫道組織を徹底的に消滅させるためには長期戦が必要であると認

識し、終始一貫道に対する調査、弾圧を「反動会道門」鎮圧の中心に据えたのである。

V. 結びにかえて

本稿でみたように、一貫道組織の源流は明末清初期に遡ることができる。20世紀30年代以降、一貫道が数多くの宗教結社のなかから一躍最大の規模を誇るようになった原因は、張天然による組織と伝道方法の改革にあると見られる。なお、一貫道組織の拡大は日中戦争という特殊な混乱期を背景としたものである。戦時中、一貫道は日本占領軍の支配下において合法的な地位を与えられなかったが、民間社会において伝道活動を行いながら、各地の傀儡政権の有力者を信者として引き入れた。一方、国民党と共産党は一貫道を「漢奸組織」と見なし、一貫道取締政策を打ち出した。国共両党はいずれも一貫道を政敵の手先としていたが、双方の一貫道弾圧をめぐる言説にはある重要な共通点が存在する。すなわち、一元的な政治体制の確立と、「迷信」打破という近代主義の視点からの一貫道批判・弾圧である。

50年代以降、一貫道は大陸と台湾でそれぞれ異なる道を歩んできた。台湾では、幾たびの紆余曲折を経て、80年代中期における民主化の進展とともに、それまでには「邪教」と見なされてきた一貫道は合法的な宗教団体としての地位を与えられた⁽¹⁰⁵⁾。一方、大陸では、50年代初期、中共は強力な政治統合を通じてみずからのイデオロギーを社会の末端に浸透させ、一貫道を「反動会道門」の典型として批判し、それを公の場から排除した。しかし、80年代以降、中共の強力な支配体制が従来のように社会、とりわけ個人に対する拘束力を維持することがもはやできなくなった。こうしたなかで、一時期姿を消した一貫道は再び活動するようになった。各地の公安部門によって摘発された「反動会道門」案件のうち、一貫道に関するものはトップを占めている⁽¹⁰⁶⁾。また、近年一部の地

域において一貫道が活動していることも報じられた。このことは、一元的な政治体制による社会統合の限界を物語っていると同時に、一貫道を含む中国の民間宗教結社を研究するわれわれに新たな課題を提起しているのではなかろうか。

[注]

- (1) 拙稿「中国共産党の政治統合における『秘密結社』(1949-1955)」(『愛知大学国際問題研究所紀要』第113号、2000年9月)を参照。
- (2) 春陽『一貫道是什麼東西』, 工人出版社, 1951年, 2頁, 訳文は窪徳忠前掲「一貫道補考——『一貫道是什麼東西』の紹介」を参照した。
- (3) 同上, 23-25頁。
- (4) 同上, 33-37頁。
- (5) 一貫道弾圧に関する1998年以前の研究には次のようなものがある。
 - ① 窪徳忠「一貫道について」『東洋文化研究所紀要』第四冊, 1953年3月。この論文の主な内容は、李世瑜の一貫道研究(李世瑜『現在華北的秘密宗教』華西協合大学中国文化研究所・四川大学史学系刊行, 1948年)の紹介である。
 - ② 窪徳忠「一貫道補考——『一貫道是什麼東西』の紹介」『東洋文化研究所紀要』第11冊, 1956年11月。この論文は春陽の『一貫道是什麼東西』(工人出版社, 1951年)の翻訳である。
 - ③ Lev Deliusin, "The I-kuan Tao society", in Jean Chesneaux (ed.), *Popular Movements and Secret Societies in China, 1840-1850*, Stanford University Press, 1972, pp.225-233. この論文は前出の李世瑜研究を紹介するほか、中共による一貫道鎮圧にも触れている。
 - ④ David Jordan, "The Resent History of the Celestial Way: A Chinese Pietistic Association", *Modern China*, Vol.8, No.4, October, 1982, pp.435-462. この論文は台湾でのフィールド・ワークに基づいて書かれたもので、一貫道の歴史にも言及した。

- ⑤邵雍『中国会道門』上海人民出版社, 1997年。
この著は「文史資料」や新聞記事などに基づいて書かれた概説書である。
- (6) 陸仲偉『一貫道内幕』江蘇人民出版社, 1998年。
- (7) 路遥『山東民間秘密教門』当代中国出版社, 2000年。秦宝琦・晏樂斌『地下秘密王国一貫道の興衰』福建人民出版社, 2000年。
- (8) 張英譽は1951年4月に逮捕されてから1953年6月に処刑されるまでの2年あまりの間に、およそ20万字の供述書を自筆し、張天然の家庭、一貫道の組織・活動・主要幹部について詳細に記している。この供述書を含む一貫道幹部の供述書は、台湾で出版された一貫道に関する書物に記載された事実を覆すに足る貴重な資料である。
- (9) 南屏道濟『一貫道疑問解答』上巻, 山東桓台崇華堂印, 年代不明, 2-3頁。なお、李世瑜は前掲著書においてこの本に言及しているが、李が読んだのは1937年天津崇德堂刊行のものである。
- (10) 李世瑜によると、一貫道第8祖以降の順序は次のとおりである。羅蔚群(8代祖), 黄德輝(9代祖), 吳紫祥(10代祖), 何了若(11代祖), 袁退安(12代祖), 楊還虚(13代祖), 徐還虚(13代祖), 姚鶴天(14代祖), 王覺一(15代祖), 劉清虚(16代祖), 路中一(17代祖), 張光壁(18代祖), である。13祖と14祖の間は陳火精, 宋木成, 安士道, 彭水德, 林金秘の「五老」が共同で司った。馬西沙によれば、これらの人々のうち、姚鶴天を除いてすべてが実在した人物であると指摘し、一貫道が羅教の一支派である東大乘教と円頓教に由来したと断定している(馬西沙・韓秉方『中国民間宗教史』上海人民出版社, 1990年, 1092-1167頁)。
日本人研究者の間は一貫道の起源について意見が分かれている。佐藤公彦は、一貫道は清朝の同治, 光緒年間一貫道第15代祖王覺一によって、先行する金丹道, 青蓮教, 八卦教の伝統を基礎として創設した民間宗教であると指摘している(佐藤公彦「清代白蓮教の史的展開——八卦教と諸叛乱」青年中国研究者会議編『続中国民衆叛乱の世界』汲古書院, 1983年)。それに対して、浅井紀は一貫道は清中期嘉慶, 道光年間に「林依(金)秘以後青蓮教より分派したもの」と考える(浅井紀『明清時代民間宗教結社の研究』研文出版, 1990年, 423頁)
- (11) 一貫道がいつ「五教合一」の思想を教義に取り入れたかは資料の制約により不明である。私見によれば、それは路中一が教祖になってからのことと思われる。
- (12) 無線痴人(郝書暄)『一貫道新紹介』, 崇華堂, 1940年, 1-2頁。
- (13) 「山東に於ける宗教結社の現勢」興亜院『情報』第12号, 1940年2月15日, 63頁。
- (14) 同上, 64頁。
- (15) 興亜院宗教協会編『華北宗教年鑑』1941年, 498-504頁。
- (16) 李世瑜前掲書, 45頁。
- (17) 前掲『一貫道疑問解答』, 上巻, 23-24頁。窪德忠前掲「一貫道について」, 194-195頁。
- (18) 鄭志明『無生老母信仰溯源』台湾文史哲出版社, 1985年。
- (19) 一貫道が刊行した著作のなかで一貫道の系譜を古代まで遡るものが多い。しかし、そのほとんどの記載は歴史的事実とは思えない。この点について、一貫道を弁護する立場を取る台湾の宋光宇も認めている(宋光宇『天道鈎沈』出版社不明, 1973年, 101頁)。
- (20) 無線痴人前掲書, 7-8頁。
- (21) 「山東省魯西道各県事情」(下) 興亜院『調査月報』第2巻第4号, 1941年4月, 127頁。
- (22) 前掲「山東に於ける宗教結社の現勢」65頁。
- (23) 「岳之謙筆供」1950年3月11日。

- (24) 「扶乩」については、許地山『扶箕迷信的研究』（1940年初版。商務印書館，1999年）を参照。
- (25) 前掲『一貫道疑問解答』上巻，19頁。
- (26) 張天然の改革は主に教義の通俗化と儀式の規範化の二つの面から行われた。それについては前掲『一貫道疑問解答』と『暫定仏規』（崇華堂，1939年）を参照。
- (27) 秦宝琦・晏樂斌前掲書，380－391頁。
- (28) 無線痴人前掲書を参照。
- (29) 中国第二歴史檔案館蔵華北政務委員会総署檔「華北乙種宗教団体調査表・山西省」1942年。
- (30) 「仙仏班」，「炉会」，「三才訓練班」などについて，秦宝琦・晏樂斌前掲書（392－398頁）を参照。
- (31) 張光華「一貫道大道首張天然」『河北文史資料』編輯部編『近代中国幫会内幕』（下巻）群衆出版社，1992年，137頁。
- (32) 「陳恩覃悔過書」，1950年6月17日。
- (33) 「岳之謙筆供」，1950年3月11日。
- (34) 陸仲偉前掲書，119頁。
- (35) 南京市檔案館所蔵「中華道德慈善会理監事姓名簡歷名冊」1947年8月6日。
- (36) 古肱「重慶的『一貫道』」『重慶文史資料』第23輯，195頁。王同「反動一貫道及其罪惡活動」『濟寧文史資料』第1輯，1985年，127頁。
- (37) 孫素貞を妾に迎えた後，張天然は本妻および息子張英譽と激しく対立した。張英譽の自白書によれば，張天然は死ぬまで二人の妻の間で揺れ動いていた。
- (38) 李世瑜前掲書，32頁，49頁。
- (39) 前掲『一貫道疑問解答』上巻，6－7頁。
- (40) 「張英譽自白書」を参照。古肱前掲文，197頁。王同前掲文，131頁。
- (41) 一貫道の三つの「罪状」は，当時の新聞資料はもちろんのこと，1980年代中国各地の文史資料に掲載されている解放初期の一貫道に関する九十五篇の文章（筆者の統計による）にも共通に見られる。
- (42) 台湾で一貫道関係の著作が数多く出版されている。とりあえず，宋光宇前掲『天道鈞沈』と林万伝『先天道研究』（青氣巨書局，1986年）を参照。
- (43) 春陽前掲書，23－25頁。
- (44) 前掲「山東に於ける宗教結社の現勢」64，66頁。また，王同の「反動一貫道及其罪惡活動」（『濟寧文史資料』第1輯，128頁）にも同様な内容が言及されている。しかし，一貫道側の史料によると，郝書暄は，「漢奸」になってから一貫道の組織と距離をおくようになった（「岳之謙筆供」1950年3月11日）。
- (45) 「李麗久自白書」による。秦宝琦・晏樂斌前掲書附録三を参照。Jordan, *ibid*, pp.444-445. 漸佳「鎮江『一貫道』真相」『鎮江文史資料』第13輯，195頁。
- (46) ただし，これらの協力者が一貫道に入信した動機はさまざまである。たとえば，李麗久，褚民誼は「漢奸」としての苦悶を解消するために入信した。これについては「李麗久自白書」を参照。
- (47) 一貫道と傀儡政権上層部との人的なつながりも否定できないが，この点に関する解放後の一貫道批判には事実と反するものも含まれている。たとえば，春陽前掲書には江朝宗が一貫道の一員であったとの記述があるが，江はかつて北京政府の國務院総代理で，戦時中北京市長に就任した人物である（『華北各界主要人物略歴』茂川機関，1937年，90頁）。また，江本人は秘密宗教結社悟善社の首領であった。悟善社は一貫道と性格が異なった結社であり（末光高義『支那の秘密結社と慈善結社』満州評論社，1932年），その首領が一貫道に入道することは常識として考えにくいものである。
- (48) 拙稿「日中戦争期における華北地域の紅槍会——日本軍・八路軍との関係を中心に」（『東洋

学報』第82卷3号, 2000年12月)を参照。

(49) 同上。

(50) 「青島に於ける支那側宗教活動情況調査」興亜院『調査月報』第3巻第4号, 1942年4月, 121頁。

(51) W.A.Grootaers, Une Societe Moderne I-Koan-Tao, Bibliographie an notee: Folklore Studies, Vol.5, 1946, p.316.

(52) 窪徳忠前掲「一貫道について」174-175頁。

(53) 李世瑜前掲書, 8頁。

(54) 「山西省に於ける教育宗教の現況」大東亜省『調査月報』第1巻第6号, 1943年6月, 189-194頁)。

(55) 拙稿「宗教結社・権力と植民地支配——『満州国』における宗教結社の統合」(『日本研究』第24集, 国際日本文化研究センター, 2002年2月)を参照。

(56) 春陽前掲書, 27-28頁。

(57) 第二歴史檔案館所蔵内政部史料, 1928年10月21日。

(58) 末光高義『支那の秘密結社と慈善結社』満州評論社, 1939年, 209頁。

(59) 「張英譽自白書」を参照。張光華「一貫道大道首張天然」『河北文史資料』編輯部編『近代中国幫会内幕』(下巻)群衆出版社, 1992年, 557頁。なお, この事件について, 春陽前掲書は張が「邪教活動を宣伝し拘禁された」としている。春陽, 前掲書, 40頁。一方, 一貫道の「老前人」であった王効峰は後に書いた回想文のなかで, 国民党政権が一貫道を「一心天道龍華聖教会」と間違えて, 張天然を逮捕したと記述している(王効峰「一貫道内幕」『湖北文史資料』第45号, 1994年)。

(60) 「神祠存廢標準」1928.11, 内政部, 立法院編訳処編『中華民國法規彙編』1934年, 812頁。また, 南京国民政府の宗教認識に関しては, 張振之『革命与宗教』(民智書局, 1929年)を参

照。

(61) 秦宝琦・晏樂斌前掲書, 275頁。

(62) 「岳之謙筆供」。

(63) 戦後中国国民党政権と秘密結社との関係については, 筆者の以下の論文を参照。「戦後権力再建における中国国民党と幫会」(1), (2)『愛知大学国際問題研究所紀要』第114号(2000年12月), 第116号(2001年9月)。

(64) 第二歴史檔案館所蔵社会部史料「趙裕波借崇華堂之名暗中進行一貫道活動的報告」(鎮江県政府, 1945年11月20日)。

(65) 第二歴史檔案館所蔵社会部史料「社会部都字第2540号取締一貫道密令」(1946年1月11日)。

(66) 第二歴史檔案館所蔵社会部史料「一貫道内幕調査情形」(1946年1月)。また, この調査の内容「一貫道罪惡滔天」を題して『救国日報』に掲載された。『救国日報』1946年1月14日。

(67) 「浙余華發現邪教一貫道」1946年1月20日, 中央情報統計局編『党政情報』。

(68) 南京市檔案館所蔵社会部史料「發文京組四字第020173号准予組織中華道德慈善会」(1947年1月6日)。

(69) 古肱前掲文, 196-197頁。

(70) 第二歴史檔案館所蔵内政部史料「查禁民間不良習俗辦法」1948年9月7日。

(71) 江蘇吳江県檔案館蔵「為呈一貫道領袖朱慶遠, 孫瑞堂二名仰祈鑑賜訊辦由」吳江県政府, 1949.1。

(72) 「冀魯豫区党委関于会門問題向中央局的報告」中共冀魯豫辺区党史工作組辦公室編『中共冀魯豫辺区党史資料選輯』第三輯文献部分(下), 山東大学出版社, 1989年, 67頁。

(73) 何鳳嬌編『台湾省警務檔案彙編』(民俗宗教篇)国史館, 1996年。

(74) 窪徳忠・西順蔵編『中国文化叢書』6, 『宗教』大修館書店, 1967年, 303頁。

(75) 古肱前掲文, 215頁。また, 周子懷「旧衡陽的

- 一貫道活動概況」(『衡陽文史資料』第8輯, 1988年, 226頁)を参照。
- (76) 古肱前掲文, 216頁。
- (77) 「嚴懲怙惡不悛的一貫道道首」『人民日報』1951年1月11日。
- (78) 「甘寧青道会門組織与活動情況」調查資料, 1951年8月。
- (79) 「河北人民擁護政府堅決鎮壓反革命」『人民日報』1951年4月7日。「漏網的反動会道門頭子的陰謀」『人民日報』1951年6月5日。
- (80) 前掲「甘寧青道会門組織与活動情況」。
- (81) 毛之範・張宗德「記一貫道罪証展覽」『人民日報』1951年3月3日。
- (82) 「解散所有会道門封建迷信組織的布告」1949.1.4。
- (83) Kenneth G. Lieberthal, *Revolution and Tradition in Tientsin, 1949-1952*, Stanford University Press, 1980, p.109.
- (84) 「冀魯豫区党委關於安定社会秩序保衛生產建設的指示」1949.3.3, 前掲『中共冀魯豫区党史資料選輯』第三輯文献部分(下), 483頁。
- (85) 李万啓「北京取締一貫道全過程紀實」趙凱編『民国幫会: 秘聞与紀實』團結出版社, 1994年, 159-160頁。
- (86) 邵雍前掲書, 442頁。
- (87) 代県地方志編纂委員会編『代県志』書目文献出版社, 1988年, 475頁。
- (88) 「西北局關於開展反对一貫道活動的工作指示」1950年9月25日。『党的文献』1996年第4号, 11頁。
- (89) 劉少奇「關於開展反对一貫道活動給西北局的信」1950.10.19, 同上, 10頁。
- (90) 中共中央文献研究室編『建国以来毛沢東文稿』第2冊, 中央文献出版社, 1992年, 71-72頁。
- (91) 同上。
- (92) 山西省忻州市地方志編纂委員会編『忻県志』中国科学技術出版社, 1993年, 414頁。
- (93) 武秉謙・于穎「忻県一貫道」前掲『近代中国幫会内幕』下卷, 616-618頁。
- (94) 前掲『忻県志』414頁。
- (95) 前掲『建国以来毛沢東文稿』第2冊, 132-133頁。
- (96) 宣化県地方志編纂委員会編『宣化県志』河北人民出版社, 1993年, 689-690頁。
- (97) 「京逮捕劉采芹等二十七人」, 「嚴懲怙惡不悛的一貫道道首」『人民日報』1951年1月11日。
- (98) 李万啓前掲論文, 趙凱編『民国幫会: 秘聞与紀實』團結出版社, 1994年, 168頁。
- (99) Frank Dikotler, "Crime and Punishment in Post-Liberation China: The Prisoners of a Beijing Gaol in the 1950s", *The China Quarterly*, March 1997, No.149, p.151.
- (100) Ibid, p.151.
- (101) Lieberthal, op.cit, p.116.
- (102) 安徽省地方志編纂委員会編『安徽省志・公安志』安徽人民出版社, 1993年, 187頁。
- (103) 江西省公安志編纂委員会『江西省公安志』方志出版社, 1996年, 189頁。
- (104) 「中共中央転發羅瑞卿關於取締反動会道門情況的報告」1953.2.18, 『党的文献』1996年第4号, 18頁。
- (105) 林本炫「一貫道与政府之關係——從查禁到合法化」鄭志明編『宗教与文化』台湾学生書局, 1990年, 315-356頁。
- (106) 1980年以後, 一貫道の活動は再び活発になった。公安部門の統計によると, 1983年に全国19の省, 市で摘発された44の「反動会道門」案件の約3分の1が一貫道に関するものである(公安部一局編『反動会道門簡介』群衆出版社, 1985年, 60-61頁)。また, 譚松林, 彭邦富主編『当代会道門・当代黑社会組織』(『中国秘密社会』第7卷, 福建人民出版社, 2002年)を参照。